

認知症の方の「もしも」に備えて

認知症高齢者等

個人賠償責任保険

のお知らせです。



認知症高齢者等個人賠償責任保険とは？

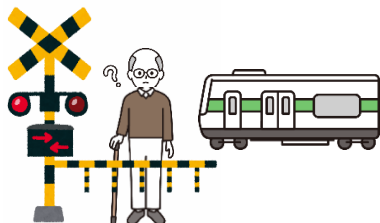
・ご本人（認知症の人）が日常生活における偶発的な事故により他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、保険金額を上限に補償します。

・また、ご本人が交通事故等によるケガにより死亡した場合や、後遺障害が生じた場合、ご本人の行為に起因する偶発的な事故で他人にケガをさせた場合（損害賠償責任が生じない場合）についても程度に応じて補償されます。

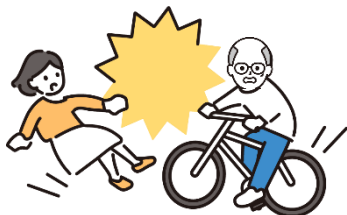
たとえば・・・

※偶発的な事故に限ります。

◆誤って線路に入って
電車を止めてしまった



◆自転車で通行人に
ケガを負わせてしまった



◆買い物中に商品を
誤って壊してしまった



保険会社が審査した結果、補償の対象とならない場合もあります。

加入対象者は？

富田林市に住民票があり、市内に居住し、以下の条件をすべて満たす人

- ①40歳以上の人
- ②富田林市高齢者等見守りSOSネットワーク事業に事前登録している人
- ③在宅生活をしている人（介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所している人、病院又は診療所に入院している人は保険加入できません。）
- ④日常生活に支障をきたすような認知症の症状※があり、自身で外出可能な人
※要介護認定調査で認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上、または認知症の診断がある人

費用は？

無料です

申込み方法は？

申請書に必要事項を記載し高齢介護課へ

富田林市 健康推進部 高齢介護課 介護予防係

住所：富田林市常盤町1番1号 電話：0721-25-1000（内線198）



Q & A



保険期間はいつまでですか？

富田林市が保険契約者となり、保険料を全額負担します。
 保険期間は、市に加入を申請した日の翌日午前0時から翌8月31日までです。
 保険期間満了後も事業適用を希望する場合は、加入要件を確認し更新します。
 ※申請内容に変更（施設入所・転出・転居・死亡）が生じた場合は、変更・廃止届を提出してください。
 ※施設入所、転出、転居、死亡など加入要件に該当しなくなった場合の保険適用は、**事案が発生した日まで**となります。

具体的な補償内容について教えてください。

○個人賠償責任保険： | 事故につき上限 **3億円**

○交通事故傷害（ご本人への補償） 死亡： 10万円 傷害後遺障害： 0.4万～10万円

○傷害見舞い費用（被害者への補償） 死亡見舞： 50万円 後遺障害： 2万～50万円
 入院見舞： 1.5万～10万円 通院見舞： 1万～5万円

「富田林市高齢者等見守りSOSネットワーク事業」とは何ですか？

高齢者等が行方不明となった際に備えて、警察による搜索の補助的な機能を担い、早期発見できるネットワーク体制を構築しています。
 万が一、行方不明になった時に、ネットワーク参加機関（公共機関・交通機関・新聞販売所・介護保険事業所など）に、対象者の特徴などを情報提供し、早期発見につなげます。
 速やかに情報提供が行えるように、事前登録をすることができます。

【登録内容】

氏名、連絡先、特徴、写真など

【利用料】

無料

【申込方法】

申請書に必要事項を記入し、高齢介護課まで

